

# 令和4年度 第1回宮崎県教育振興基本計画策定懇話会 【実施要項】

## 1 目的

教育基本法第17条第2項の規定に基づく「次期宮崎県教育振興基本計画」を策定するに当たり、県民の幅広い意見等を反映させるため、標記懇話会を開催し、計画の策定に資する。

## 2 日時

令和4年9月21日（水）午後3時から午後4時30分まで

## 3 場所

宮崎県庁防災庁舎5階51号室

## 4 会次第

- (1) 開会
- (2) 座長、副座長選出
- (3) 説明
  - 計画策定の概要
- (4) 意見交換
  - 次期計画策定に向けて
- (5) 閉会

## 5 出席者

- (1) 懇話会委員
- (2) 教育委員会
  - 教育長、副教育長、教育次長（教育政策、教育振興）
  - 教育政策課（課長、課長補佐、教育情報化推進担当）
  - 関係課
- (3) 関係部局

## 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会委員

区 分	氏 名	役職等
学識経験者	吉村 功太郎	国立大学法人 宮崎大学(大学院教育学研究科) 教授
	西田 幸一郎	宮崎市教育委員会 教育長
企業等関係者	川崎 友裕	株式会社MJC 代表取締役社長
	中山 隆	一般社団法人こゆ地域づくり推進機構 教育イノベーション推進専門官
	長友 宮子	株式会社ナチュラルビー 代表取締役社長
教育関係者	荒武 真奈美	宮崎市立宮崎西小学校 校長
	鬼束 雅史	県立宮崎北高等学校 校長
	松田 律子	県立清武せいりゅう支援学校 校長
	長鶴 美佐子	宮崎県立看護大学 特任教授
	松田 智香子	学校法人順正学園九州保健福祉大学 (社会福祉学部スポーツ健康福祉学科) 准教授
	椎葉 恵子	学校法人西都学園 あいいく幼稚園 園長
	甲斐 勝弘	学校法人日章学園 日章学園中学校・高等学校 校長
	中村 千寿	公益財団法人宮崎県立芸術劇場 事務局長兼企画広報課長
保護者	中竹 佳奈	宮崎県PTA連合会 副会長
	脇山 富夫	宮崎県高等学校PTA連合会 会長
	山川 文恵	宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会 会長

# 宮崎県教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

令和4年4月8日  
令和4年5月2日最終改正  
教育庁教育政策課

## (設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づく次期宮崎県教育振興基本計画を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、宮崎県教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 懇話会は、次期宮崎県教育振興基本計画策定のために必要な事項について検討を行う。

## (構成)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。なお、委員の数は原則として20人以内とする。

## (任期等)

第4条 委員の任期は、令和4年7月1日から令和5年7月31日とする。

## (会議)

第5条 懇話会は、教育長が招集する。

- 2 懇話会に座長及び副座長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇話会を主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、必要なときはその職務を代行する。
- 5 必要に応じて、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育庁教育政策課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## (公募の特例)

第8条 公募委員については、公募を行ったにもかかわらず応募者がいない場合又は選考の結果該当者がいなかった場合は欠員とするものとする。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

なお、この要綱は、計画策定の終了をもって、その効力を失う。

別表(第3条関係)

学識経験者	大学関係者
	市町村教育長連絡協議会(市町村教育長)
企業等関係者	企業等関係者
教育関係者	就学前教育関係者
	公立小・中学校関係者
	県立高等学校関係者
	県立特別支援学校関係者
	私立学校関係者
	生涯学習関係者
	スポーツ関係者
文化芸術関係者	
保護者	保護者代表
その他	公募者